

香川県広域水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第11号

香川県広域水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団公報発行規則（平成29年香川県広域水道企業団規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(発行)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 定期発行は、毎週火曜日及び金曜日に行う。ただし、発行日が<u>香川県広域水道企業団の休日</u>を定める<u>条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第4号。以下「休日条例」という。）第1条第1項第2号に掲げる日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同項第1号又は第2号に掲げる日でない日に発行する。</u></p> <p>3 <u>休日条例第1条第1項第3号に掲げる日には、</u>定期の発行は行わない。</p> <p>4 略</p> <p>(掲載事項)</p> <p>第4条 企業団公報には、次に掲げる事項を掲載する。ただし、告示、公告その他公表を要するもののうち、<u>総務企画課長</u>が掲載する必要がないと認めるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>議会及び監査委員</u>の規則、告示その他規程等で公表を要するもの</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(掲載の手續)</u></p> <p>第5条 <u>企業団公報に掲載する事項は、発行日の5日（休日条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）前までに、その原議書に原稿を添えて総務企画課長に提出しなければならない。</u></p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p>	<p>(発行)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 定期発行は、毎週火曜日及び金曜日に行う。ただし、発行日が<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>に当たるときは、<u>発行しない。</u></p> <p>3 <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（前項ただし書の休日を除く。）</u>には、定期の発行は行わない。</p> <p>4 略</p> <p>(掲載事項)</p> <p>第4条 企業団公報には、次に掲げる事項を掲載する。ただし、告示、公告その他公表を要するもののうち、<u>企業長</u>が掲載する必要がないと認めるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 議会の規則、告示その他規程等で公表を要するもの</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p>

第6条 略

第7条 略

(閲覧)

第8条 公告式条例第5条第3項の規定により書面をもって発行した企業団公報は、総務企画課に備え置いて一般の閲覧に供する。

第5条 略

第6条 略

(閲覧)

第7条 公告式条例第5条第3項の規定により書面をもって発行した企業団公報は、事務局に備え置いて一般の閲覧に供する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。